

マンションアドバイザーを派遣します

～R5埼玉県分譲マンション管理適正化支援事業～



彩の国
埼玉県

無料

この事業は、管理運営上の課題を抱える埼玉県内の分譲マンション管理組合を対象にマンション管理士の資格を有する専門家を県から派遣するものです。派遣費用は2回（町村部に立地する分譲マンションは5回）まで無料、現地まで伺ってアドバイスします。日頃、管理組合の業務にお悩みの理事長様や役員の方は、ぜひご利用ください。

【受付期間：R5年4月3日～R5年12月22日】

※ 予算に限りがありますので、上記期間に関わらず、所定の申請数に達し次第受付を終了します。

たとえば、こんなことでお困りでは？

適正に管理されていないマンション

- 『総会・理事会』が開催されていない
- 『管理規約』が作成されていない
- 『長期修繕計画』がない
- 『大規模修繕工事』が行われていない

管理運営に問題があるマンション

- 管理費等の滞納処理ができない
- 駐車場の管理方法を見直したい
- 積立金不足のため修繕ができない
- 給水管の老朽化により赤水が発生

マンションアドバイザーを利用すると

アドバイスを活用して管理組合の運営の改善や住環境の向上、資産価値の保全に取り組みます。

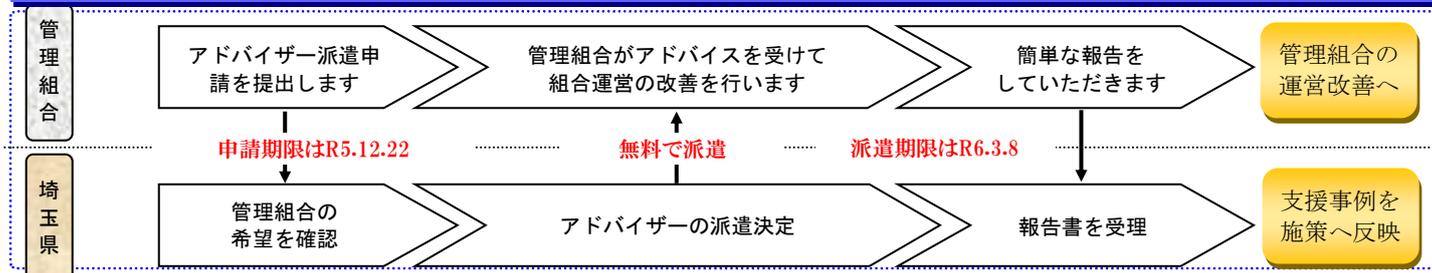
例えば、…

- ⇒ 修繕積立金が不足していても、組合運営を改善することにより、住宅金融支援機構の融資を受け修繕工事が可能になります。
- ⇒ 管理規約の見直しや共用部分のバリアフリー対策など、管理組合の取り組むべき課題への解決策が共有でき、よりよい組合活動が期待されます。

※ 次の業務はアドバイザー業務の対象外となります。

- (1) 測量器等による建物精密測定、長期修繕計画策定、修繕工事等の設計・工事監理及び工事・管理業務の受注 など
- (2) 居住者間やマンション周辺居住者などとの紛争解決全般、権利調整

マンションアドバイザー利用の流れ



◆申請方法

以下の方法で申請が可能です。

① WEB

「埼玉県電子申請・届出サービス」をご利用ください。

② 郵送又は持参

埼玉県都市整備部住宅課マンション担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

詳しくは県住宅課のホームページでご確認ください。

お気軽にお問合せください。

県住宅課HP



QRコード



「コバトン」「さいたまっち」